

整理番号	167	事業概要*	
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費

内容

上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	北日本新聞(4月分)	3,072	✓
	(合計)*	3,072	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領収証  
川島国様

荒屋敷

610

2019年4月分  
(520) 45.00自振  
お問合せNo. 56

銘柄	部数	金額	備考	合計金額
北日本新聞朝刊	1	3,072		3,072

毎度ご購入ありがとうございます。上記金額正に領収いたしました。購読料のお支払は自動口座引落が便利です。手続きは簡単ですので、まずはお電話を

北日本新聞サービスセンター  
高岡本社 高岡市赤祖父594  
TEL (0766) 21-2288

【お客様の個人情報は、新聞の配達・集金・営業業務に利用させていただきます】

KS福岡 月 日  
電話 64-1081  
福岡町中央通り1071-2



收受 令和元年5月17日  
決裁 令和元年5月27日  
処理 令和元年5月27日

整理番号	168	事業概要*	事務所借上料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	平成31年4月		

上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	事務所賃借料	12,500	4月分 50,000円の25%
	《合計》*	12,500	/

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

31-04-18 現金

振込手数料 \*50,486 賃賃料

50,000円

振込手数料  $45010 \times 1.08 = 48610$

收受 令和 3 年 5 月 17 日  
 決裁 令和 元 年 5 月 27 日  
 処理 令和 元 年 5 月 27 日

## 事務所賃貸料 覚書

富山県議会議員 川島国（以下、「甲」という）と、自民党福岡支部（以下、「乙」という）とは、事務所の賃貸料について、次の条項により覚書を締結する。

### 【目的物件】

第1条 甲と乙は、賃貸人 仁寿酒販株式会社（以下、「丙」という）からの借受物件は、これを共同して使用するものとする。

- (1) 名称 仁寿酒販株式会社事務所兼倉庫
- (2) 所在地 富山県高岡市福岡町下蓑 2243-1
- (3) 構造 木造平屋建ての事務所兼倉庫
- (4) 面積 35 m<sup>2</sup>

### 【用途】

第2条 甲と乙は、前条の建物を、富山県議会議員 川島国事務所として使用し、その他の用途には使用しないものとする。

### 【賃貸借期間】

第3条 使用賃貸の期間は、平成27年6月1日から、平成27年12月31日までとする。以後においても、甲乙及び丙から申し出がなければ、1年間ずつ更新するものとする。

### 【賃貸料】

第4条 賃貸料は、月額50,000円とする。

### 【賃貸料の条件】

第5条 甲は、前条に定める賃貸料の2分の一を負担し、乙は、その残額の全てを負担する。丙に対する支払いは、乙が一括してこれを行うものとする。

### 【賃貸料の支払】

第6条 甲は、乙に対して、前条に定める賃貸料25,000円を毎月末日までに支払うものとする。

### 【譲渡及び転貸の禁止】

第7条 この契約により生ずる権利を譲渡し、又は目的物件を転貸してはならない。

### 【協議】

第8条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。この覚書の締結を証するため、この覚書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

平成27年6月1日

甲 富山県高岡市福岡町荒屋敷 610 番地  
自由民主党 富山県議会議員  
川島 国

乙 富山県高岡市福岡町荒屋敷 610 番地  
自由民主党福岡支部 支部長  
川島 国

# 建物賃貸借契約書

賃貸人（以下「甲」という。） 仁寿酒販（株）  
賃借人（以下「乙」という。） 自由民主党福岡支部

甲乙間において次のとおり下記住宅の賃貸借（以下「本物件」という。）に関する契約を締結した。

## 〈本物件の表示〉

名 称 仁寿酒販株式会社事務所兼倉庫

所 在 地 高岡市福岡町下蓑古苗代 2243-1 番地

第1条（使用目的） 本物件を乙の目的で使用し、甲の承認がなければ乙は他の用途に使用してはならない。

第2条（契約期間） 本契約の期間は、契約締結日から起算して2年とする。但し、双方意義なき場合は1年ごとに本契約は更新されるものとする。

第3条（賃料費） 賃料は月額金 50,000 円也とする。賃料は、毎月末までに翌月分を甲の指定する方法で支払うものとする。

## 第4条（賃料の改定）

(1) 土地建物に対する公租公課、建物の維持管理にかかる経費の増加及び物価の変動等、その他諸般の経済情勢に則して、甲は賃料を改定できる。

(2) 前項の変更は甲から乙に通知することによって効力を生ずる。

第5条（諸料金） 電気・ガス・水道等の使用料金については乙の負担とする。

第6条（通知義務） 乙は次号に該当する場合は、甲に申し出る。

(1) 水道、ガス、トイレ等の排水設備等の故障、または毀損したとき

第7条（その他の禁止事項） 乙は、甲の書面による承諾を得ずに次の行為をしてはならない。

(1) 使用目的の変更。

(2) 本物件の原状を変更する一切の行為。

(3) その他、甲において禁止した事項。

## 第8条（賃借人の注意義務及び損害賠償等）

(1) 乙は本物件及びその建物に関わる共同施設等について、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

## 第9条（免責）

(1) 甲は、地震・火災・水害等のほか、建物の諸設備の故障や工作物の為に生じた損害及び敷地内において生じた第三者による損害など、一切の責めを負わない。

第10条（解約の予告） 乙が本契約を解約する場合は、1ヶ月前にこの旨を甲に、書面により通知しなければならない。ただし、乙は予告にかえて1ヶ月分の賃料相当額を支払い即時解約できる。甲が本契約を解約する場合は、書面により6ヶ月前に乙に通知するものとする。

## 第11条（契約の消滅）

(1) 本物件が朽廃もしくは天災事変・水火災等によって損壊した場合、または公共事業の施工等により使用不能となった場合は、本契約は自然に消滅するものとする。

(2) 乙の失火等による場合は、故意または過失にかかわらず、乙は損害を補償のうえ消滅とする。

- 第12条 (契約の解除) 乙が本契約に違反したとき、甲は即時本契約を解除することができる。
- 第13条 (連帯保証) 連帯保証人は、乙と連帯して本契約による乙の債務を保証するものとする。
- 第14条 (規定外事項) この契約書に定めのない事項については、関係法規、一般的な賃貸借契約及び慣習等に従い誠意を持って協議解決する。

上記の通り契約が成立したので、本契約書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を所持する。

平成27年6月1日

高岡市福岡町下蓑 2239  
甲 仁寿酒販株式会社  
代表取締役 酒井 久仁夫

乙 自由民主党福岡支部 支部長

川島 国

連帯保証人

## 川島国後援会および川島国事務所の経費按分に関する覚書

川島国後援会会長 [REDACTED] と、富山県議会議員 川島国は川島国事務所の経費について次の通り覚書を取り交わす。

下記の事務所経費について、川島国後援会活動経費と川島国の政務調査活動にかかる経費を、最大2分の1に按分し川島国後援会に支払うものとする。

人件費・電話料・コピー経費・インターネット接続料・ホームページ維持費・文具 等

平成29年4月1日

〒939-0111

高岡市福岡町福岡1034

川島国後援会

会長 [REDACTED]

〒939-0131

高岡市福岡町荒屋敷610

富山県議会議員

川島 国 [REDACTED]

整理番号	169	事業概要*	
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費 ・03_広聴広報費 ・08_事務所費 ・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費
内容	賃金		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	人件費(4月分)	37,500	75,000円 × 0.5
	《合計》*	37,500	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

收受 令和 元 年 5 月 17 日  
 決裁 令和 元 年 5 月 27 日  
 処理 令和 元 年 5 月 27 日

勤 務 実 績 表

平成 31 年 4 月度

氏 名 XXXXXXXXXX

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	月	10:00~17:00	6	17	水	10:00~17:00	6
2	火	10:00~17:00	6	18	木	10:00~17:00	6
3	水	10:00~17:00	6	19	金	10:00~17:00	6
4	木	10:00~17:00	6	20	土		
5	金	10:00~17:00	6	21	日		
6	土			22	月	10:00~17:00	6
7	日			23	火	10:00~17:00	6
8	月	10:00~17:00	6	24	水	10:00~17:00	6
9	火	10:00~17:00	6	25	木	10:00~17:00	6
10	水	10:00~17:00	6	26	金	10:00~17:00	6
11	木	10:00~17:00	6	27	土		
12	金	10:00~17:00	6	28	日		
13	土			29	月		
14	日			30	火		
15	月	10:00~17:00	6				
16	火	10:00~17:00	6				
		小 計	72			小 計	48
						合 計	120

(時給) × (時間) (交通費) 合計

負担割合

富山県議会議員 川島 国 (50%) 75,000  
 自由民主党福岡支部 (50%) 75,000

領 収 書

自由民主党富山県議会議員  
 川島 国 様

〒 75,000

平成 31 年 4 月 26 日

上記金額を受け取りました。

XXXXXXXXXX